

横浜市立病院等安全管理者会議

医療事故調査制度に関する県医師会の支援

横浜市立大学名誉教授
前・横浜市立大学附属市民総合医療センター
副病院長・統括安全管理者

野口和美

H28/3/4

医療事故調査制度

医療事故 ？



遺族への説明・院内調査

医療機関管理者の判断で医療事故調査・支援センターに相談・報告
(日本医療安全調査機構)



依頼にもとづいて、結果を医療機関管理者、遺族に報告

医療事故調査制度の目的

医療事故の再発防止により**医療の安全を確保**すること

医師法21条「異常死体の警察への届け出」 → 犯人捜し



第三者機関へ届け出 → **再発防止の共有**
(医療事故調査・支援センター)

届け出対象事案

「医療事故(死亡事故)」の定義

当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し
又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該管理者が
当該死亡又は死産を予期しなかったものとして厚生労働省令で
定めるものを言う

厚生労働省令の定義

以下のいずれにも該当しないと管理者が認めたもの

- 1 管理者が、当該医療行為の前に、医療従事者等により、当該患者等に対して、当該死亡又は死産が予期されていることを説明していたと認めたもの
- 2 管理者が、当該医療の提供前に、医療従事者等により、当該死亡又は死産が予期されていることを診療録その他の文書等に記録していたと認めたもの
- 3 管理者が当該医療の提供に係る医療従事者等からの事情の聴取及び医療の安全管理のための委員会からの意見聴取を行った上で、当該医療の提供前に、当該医療従事者等が当該死亡又は死産が予期されていたと認めたもの

死亡が予期されていることの説明

死亡が予期されていることのカルテへの記載

安全委員会からの聴取

医療

診察	徴候、症状
検査	検体検査、生体検査、診断穿刺、検体採取、画像検査
治療	投薬・注射(輸血を含む)、リハビリ、処置・手術、麻酔 放射線治療、医療機器
その他	療養、転倒・転落、誤嚥、隔離、身体拘束・抑制

除外

施設管理	火災・地震・落雷
併発症	提供した医療に関連のない、偶発的に生じた疾患
原病の進行	
自殺	
殺人・傷害致死	

医療機関が行うべき医療事故調査

診療に関する記録の確認

解剖又はAiの実施

当該医療従事者のヒアリング

医薬品・医療機器・設備の確認

その他の関係者からのヒアリング

血液・尿などの検査

目的は医療安全の確保であり、個人の責任追及ではない
医療事故の原因を明らかにするために行う

ただし、必ずしも原因が明らかになるとは限らない
再発防止は可能な限り検討することが望ましい

ただし、必ずしも再発防止策が得られるとは限らない

医療事故調査・支援センターへの報告内容

日時・場所・診療科

医療機関名 所在地・連絡先・管理者の氏名

患者情報 年齢・性別

医療事故調査の項目、手法、結果

調査の概要・臨床経過

原因を明らかにするための調査結果

再発防止策の検討結果・管理者が行う再発防止策

当該医療従事者など関係者については匿名化

院内調査の内部資料は含まない

医療事故調査制度

医療事故 ?



遺族への説明・院内調査

医療機関管理者の判断で医療事故調査・支援センターに相談・報告



情報の整理、分析、調査



依頼にもとづいて、結果を医療機関管理者、遺族に報告

院内事故調査結果の検証

医療事故調査の実施に関する相談に応じ、必要な情報提供・支援

医療事故調査従事者の研修

医療事故再発の防止に関する普及啓発

その他医療の安全の確保を図るために必要な業務

県医師会の支援

神奈川県医師会医療事故調査支援特別委員会

対象事案

医療機関管理者が、**医療に起因**あるいは起因すると疑われる死亡・死産と判断し、事故調査支援要請がなされた事案

管理者が予期しなかったもの
過誤の有無は問わない

支援内容

医療事故の判断に関する相談・助言

院内調査委員会への支援

外部委員の派遣

(県医師会医療事故調査支援委員会委員、
専門医など)

技術的支援

解剖、Ai (施設、設備などの提供)

院内調査に必要な専門家の派遣

事故調査報告書の作成

具体例

原病の進行による死亡

手術で通常予期される合併症での死亡

手術適応に無理があった？

判断の誤りが疑われる

本制度の利点と問題点

警察の介入の代わりに第三者(医療事故調査・支援センター)が調査する

再発防止に向けた対応が期待できる
警察は起訴か不起訴かの判断のみ

医療事故の原因究明と責任追及を明確に分けるべき
調査報告書が訴訟に使われる恐れ
再発予防策があると過失と判断される？